

医第2865号
令和5年3月3日

各医療機関管理者 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公 印 省 略)

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定申請について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）等に基づき、医師をやむを得ず年960時間を超える時間外・休日労働に従事させる必要がある医療機関については、県に特定労務管理対象機関（B・連携B・C-1・C-2水準）の指定申請を行い、指定を受ける必要があります。

つきましては、本県における指定申請の詳細について、以下のとおりお知らせしますので、指定を受ける必要がある医療機関においては、各内容をご確認の上、指定申請を行っていただくようお願いいたします。

記

1 指定申請に係る各資料について

- ・指定申請に係るスケジュール：別添1のとおり。
- ・各水準の指定要件や提出書類等：別添2のとおり。
- ・指 定 申 請 様 式：別添3のとおり。

※別添1～3の各資料については、以下の県HPからダウンロードください。

<特定労務管理対象機関の指定等について（県HP）>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryoku/kinmukankyou/shitei.html>

（千葉県ホームページのトップページにある「ページ番号検索」で「561265」と入力し検索すると直接表示されます。）

2 申請方法

原則、G-MIS（医療機関等情報支援システム）による申請となります。

以下の操作マニュアルや説明動画をご確認の上、自院のアカウントから、申請を行ってください。

なお、G-MISによる申請が困難な場合には、県へお問い合わせください。

<G-MIS ログインページ>

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

<操作マニュアル・説明動画（「いきいき働く医療機関サポートWEB」内）>

<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

【指定申請に関する問合せ先】

千葉県健康福祉部医療整備課
医師確保・地域医療推進室 鈴木
Tel：043-223-3902

【G-MISの操作方法等に関する問合せ先】

Tel：0570-783-872（平日9時～17時）